

## (9) 地域自治活動交付金等における世帯数報告について

地域自治活動交付金、保健委員交付金及び廃棄物減量等推進協議会交付金の算定基礎資料として、自治会加入の世帯数を用いています。令和元年5月1日時点で自治会に加入されている世帯数の報告をお願いします(報告様式1)

また、住民ではない世帯で自治会に加入され自治会活動を行っている場合は、集落からの報告により、世帯割額の1/2を乗じた額を交付します。該当がある集落は、報告様式2(主な提出書類様式に添付)によりご報告ください。

### 記

1. 報告様式 次ページ(主な提出書類様式にも添付しています)
2. 報告期限 令和元年5月31日(木)まで(FAX、メール可)
3. 提出先 本庁舎 企画課 町づくり推進室  
溝口分庁舎 分庁総合窓口課

#### 4. 各種交付金支払予定月と交付金の算定方法

	支払予定月	算定方法
地域自治活動交付金	6月・11月	均等割額＋世帯数×世帯割額＋定例会出席費
保健委員交付金	11月	@480円×世帯数＋健診補助参加費
廃棄物減量等推進協議会交付金	11月	予算÷全世帯数×集落世帯数 ※生ごみ処理協力集落は別途加算

#### 5. 注意事項

- ・報告様式1には、集落の文書配布部数ではなく、町内に居住され、かつ自治会に加入されている世帯数を記載してください。
- ・住民登録では2世帯とされていても、自治会の中で1世帯として扱っておられれば、1世帯でカウントしてください。
- ・集落の会計年度が終了した翌月末までに、実績報告書(記載例)により用途を報告していただきます。様式は12月頃に配布いたしますので、ご注意ください。

#### 【問い合わせ先】

企画課 町づくり推進室 担当：眞野孝平  
電話：68-3113 FAX：68-3866  
e-mail：machidukuri@houki-town.jp

地域自治活動交付金等における世帯数報告書  
(令和元年5月1日時点)

下記のとおり報告します。

\_\_\_\_\_ 世帯

【注意事項】

- ・この報告書には、集落の文書配布部数ではなく、町内に住民登録され、かつ自治会に加入されている世帯数を記載してください(報告様式2に該当する者は含めない)。
- ・住民登録では2世帯とされていても、自治会の中で1世帯として扱っておられれば、1世帯でカウントしてください。

年 月 日

\_\_\_\_\_ 区長

\_\_\_\_\_ 印

日中の連絡先電話番号

(ご報告いただいた数字に関して、お問合せの電話をさせていただくことがありますので、日中の連絡先の電話番号を記載していただきますようお願いいたします。)

FAX68-3866